

Title	スティーヴン治世期王位継承の内乱における教会と国家(下) : 一三九九年の司教逮捕事件とその結末
Sub Title	Church and state in the civil war of King Stephen : the arrest of the Bishops in 1139 and its consequences (II)
Author	吉武, 憲司(Yoshitake, Kenji)
Publisher	三田史学会
Publication year	1986
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.56, No.2 (1986. 9) ,p.85(201)- 115(231)
JaLC DOI	
Abstract	<p>In June 1139, when Empress Matilda was rumoured to be on the point of invading England to press her claim to the throne, King Stephen arrested Roger Bishop of Sahsbury(de facto Chief Justiciar), Nigel Bishop of Ely(the treasurer of the Exchequer) and Alexander Bishop of Lincoln, who were all important figures in the politics and administration of the kingdom. About a hundred years ago, William Stubbs wrote that this incident had two major consequences Firstly, it is said to have ruptured the alliance between the Church and the Crown which had lasted since the accession of Stephen in 1135 Secondly, it is supposed to have destroyed the sophisticated administrative machinery which had been developed under the direction of Roger of Salisbury and Nigel of Ely in the reign of Henry I As a result, Stubbs regarded the arrest of the bishops as a trigger for the subsequent "anarchy". Although some qualifications have been voiced about Stubbs' statement, modern historians such as R H C Davis and Edward J Kealey still hold similar views In spite of their arguments, however, closer scrutiny of various chronicles and charters makes it clear that the traditional view can no longer be upheld The Church seems to have continued to support Stephen even after the arrest of the bishops (June 1139) and at least until the Battle of Lincoln (February 1141), as virtually all the English and Welsh bishops (excepting only that of Ely) attended the king's court between these two incidents. Likewise, the charter evidence shows that in this period many local administrators were still attending the king's court and the king seems to have had enough officials to maintain the royal government relatively in order. In short, the effect of the arrest of the bishops was not so serious as has been supposed It was, in fact, after the capture of Stephen at the Battle of Lincoln that the royal government stopped functioning and the Church, though reluctantly, deserted the king for the first time The common belief of ecclesiastics in those days was the Gelasian view which stressed co-operation between Church and State Therefore, even after the arrest of the bishops, the ecclesiastics could not oppose the anointed king out of hand, nor did the royal officials, the majority of whom were clergy, find it inconsistent with their order to serve him in government.</p>
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19860900-0085

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ステイーン治世期王位継承の内乱に

おける教会と国家(下)

——一三九九年の司教逮捕事件とその結末——

吉 武 憲 司

三、国王行政に対する司教逮捕事件 の影響

司教逮捕事件のもう一つの主要な帰結は、国王行政の崩壊であるといわれている。古くから多くの歴史家によって、それはステイーン行政の転換点となったと主張されている。一九世紀後半にはスタッブズが国王行政機構の全般的停止を主張しており、また、今日においてもR・H・C・デイヴィスは国王行政の断絶面を強調している。デイヴィスの強調するところによれば、逮捕事件直後に国璽が変更され、経験の浅いフィリップ・ダールクルール(Philip d'Harcourt)が国王尚書部の新長官に任命されたのであり、また、逮捕事件の結果、ロジャーク

オブ・ソールズベリー(Roger of Salisbury)の行政官に基づいていた情報収集機構が崩壊したのであった。⁽²⁾ H・A・クローンが国王行政に関する実証的研究の中で逮捕事件に関してより慎重な結論を導き出しているにもかかわらず、⁽³⁾ スタッブズやデイヴィスのような主張は最近E・J・キリーによってさらに発展させられた。⁽⁴⁾ 確かに、司教逮捕事件が国王行政にある程度の影響を与えたということは否定できないし、この時期に国王行政が活発に機能し続けたということに関して積極的な証拠を提示することは困難である。しかし、司教逮捕事件直後における国王行政の完全な停止もしくは急激な衰退という考えを支持することもまた困難である。それ故、まず初めに、これまでの研究の中で最も新しく極端なキリー

の論文を批判的に検討することにより、以上の問題点を明らかにしてみたい。

まずキーリーは、国王特許状に関する統計に基づいて尚書部の衰退はデイヴィスやクローンが考えていたよりもはるかに深刻であったと主張し、⁽⁵⁾ 国王行政全般に関して次のような結論に達している。つまり、「ロジャー・オブ・ソールズベリー」の失脚と女帝「マティルダ」の到来とともに、尚書部、財務府、宮廷の優に半数以上の職員が去り、それに伴いこれらの部局の能率 (Productivity) が低下した⁽⁶⁾と。

キーリーのこの結論は、それが国王特許状の統計に基づいているという点では評価できるが、解釈に若干の問題があるように思われる。キーリーは、「ステイヴンの政府がどの程度効率的に機能していたかは、それが処理した仕事の量及びそれに生じた職員の変動を吟味することにより部分的に評価される」と仮定し、下のような表⁽⁷⁾を作成した。キーリーは、この表の中で一一四一年と一一四五年の間の時期にステイヴンの特許状の数が急激に減少したことを強調し、それがロジャー・オブ・ソールズベリーの失脚により引き起こされた⁽⁸⁾と主張するので

第一表 AVERAGE ANNUAL CHANCERY CHARTER ISSUE

Period	Yearly Issue	
	Stephen	Matilda (or Henry)
1135—40	69	1
1141—45	25	13
1146—50	30	4
1150—54	34	22

ある。

しかし、キーリーの主張にもかかわらず、第一表はステイヴンの尚書部がどの程度効率的に機能していたかを計るものではなく、まして司教、逮捕事件⁽⁹⁾によって国王行政が急激に衰退したことを示すものではない。まず第一に、特許状の発行数は原則として尚書部の効率によって決まるのではなく、多分に政治的状况によって決まるものなのである。言い換えるならば、それは、政治的変

動に従ってどれだけの人々がステューヴンや女帝マティルダに自分たちの特権の確認を求めたかということに基づくのである。そして第二に、オリジナルであれ写しであれ現存している特許状のほとんどが教会のために発行されているという事実からわかるように、その発行数は内乱の中で教会がどちら側を支持していたかということに左右されるのである。恐らく単に統計学的理由からであらうが、キーリーは表の中で五年単位に年平均を出している。しかし、それは、特許状の発行数と政治的変動との間の相関関係を隠す結果となっている。たとえば、実際には一一三六年に表の数字よりもはるかに多くの国王特許状が発行されたと思われる。何故ならば、ステューヴンの地位はこの年に最も安定しており、非常に多くの人々が新国王に特権の確認を求めたと考えられるからである。それ故、一一三七年から一一三九年の間の国王特許状の数はキーリーの表のものよりはるかに少なかったであろう。逆に、司教逮捕事件からリンカンの戦いに至る期間、つまり一一三九年六月から一一四一年二月までの間に、ステューヴンは多分四十枚以上の特許状を発行しており、この数字は逮捕事件以前のものに比べ、それほど少ないものとは思われない。しかし、ステューヴ

ンの捕囚の間(一一四一年二月—一月)、ステューヴンの王妃マティルダ (Queen Matilda) による数枚の特許状を除いて国王特許状は発行されていない⁽¹⁰⁾。これに対して、女帝マティルダはイングランド上陸からリンカンの戦いに至る期間(一一三九年九月—一一四一年二月)に一枚もしくは二枚の特許状を発行しているに過ぎない⁽¹¹⁾。ところが、九カ月にわたるステューヴンの捕囚の間、女帝マティルダは、多くの人々から特権の確認を求められ、約四十枚の特許状を発行している⁽¹²⁾。一一四一年にステューヴンが解放されて以来、両派共に決定的勝利を得ることができず、特権の確認を求める人々の数は両派共に減少した。そのため、特許状の発行数も両派共に減少し、それに伴って尚書部の書記数も減少したのである。しかし、特許状の発行数が減少したのは、尚書部の書記数の減少や尚書部の能率の低下によるものではないということをここで強調しておきたい。

尚書部の衰退に関するキーリーの二番目の論拠は、尚書部の書記数の減少である。彼によれば、九名の尚書部の書記がロジャー・オブ・ソールズベリーの下で働いていた。しかし、「司教の逮捕は、その労働力の三分の二が辞職したり免職されたりするという結果を引き起こし

第二表 THE CHANCERY SCRIBES OF STEPHEN

	1130	1135	1136	1137	1138	1139	1140	1141	1142	1143	1144	1145	1146	1147	1148	1149	1150	1151	1152	1153	1154	
Scribe X.	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====
Scribe XI.	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====
Scribe XIII.	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====
Scribe XIV.	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====
Scribe XVI.		=====	=====																			
Scribe XVII.		=====	=====	-----																		
Scribe XVIII.			-----	-----	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====
Scribe XIX.					=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====
Scribe XX.						=====	=====	=====	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
Scribe XXI.										=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====
Scribe XXII.																						=====

(=====working at the Chancery. -----possible but uncertain.)

Based on *Regesta* vol.iii.,pp.xiii-xv.

た」。そして、さらに二名が一四一年の混乱の中で尚書部を去った。すなわち、逮捕事件の後には一名もしくは二名の経験を積んだ書記がステューヴンに仕えていたに過ぎず、尚書部の能率が低下したのであった。⁽¹³⁾

しかしながら、既に述べたように、ステューヴンの尚書部は少なくともリンカンの戦いまで恐らくそれ以前と同様に機能し続けていたように思われる。逮捕事件からリンカンの戦いに至る一年半の間にステューヴンは多分四十枚の特許状を発行しており、⁽¹⁴⁾ 国王尚書部の書記数は十分であったように思われる。国王尚書部では逮捕事件の直前に五名もしくは六名の書記が活発に働いていたに過ぎず、事件の後にはそのうち三名もしくは四名がステューヴンのもとに留まったようである。⁽¹⁵⁾ またさらに、この時期にステューヴンが書記の経験のある人物を欠いてはいなかったということも、特許状の認証者のリストから明らかである。尚書部の新長官フィリップ・ダールクルは彼の前任者に劣らず盛んに国王特許状を認証していた⁽¹⁶⁾、彼の下にはボルデリック・デ・シギロー (Bauderic de Sigillo)⁽¹⁷⁾ が国璽保管者 (Keeper of the Seal) として仕えていた。T・A・M・ビショップによって「行政機構の専門家」と呼ばれているロジャール・ド・フェカ

ン (Roger de Fecamp) は、この時期に国王宮廷に最も頻繁に出廷した者の一人であった。⁽¹⁸⁾ 書記官リチャード・ド・ブローニョ (Richard de Boulogne, the Clerk) は一一三七年以来ステイヴンに仕えており、この時期にも依然として国王特許状の証人となっている。⁽¹⁹⁾ 以上の者に加えて、ステイヴンの王妃マティルダ自身ラルフ (Ralph) という「尚書部長官 (chancellor)」を持っていた。⁽²⁰⁾ 以上の点を考慮するならば、司教逮捕事件の後に国王尚書部は必ずしも深刻な書記不足に悩んではいなかったというべきであろう。国王尚書部の機能が停止するのは、むしろステイヴンがリンカンで捕囚の身となった後のことであった。⁽²¹⁾

キーリーによって提出された三番目の論拠は、司教逮捕事件後に尚書部の活動は量においてのみでなく質においても低下したというものである。キーリーによれば、逮捕事件以前に Scribes xiii, xiv がヘンリー二世の令状に類似する技術革新を試みていたが、「これらの試みはステイヴンの治世の残りの期間〔つまり、司教逮捕事件以後〕無視されたようである」。キーリーはその証拠として註の中で八枚の令状を挙げているが、必ずしもそれからキーリーのような結論を導き出すことは妥当と

は思われ⁽²²⁾ない。確かに、リンカンの戦いの後に (司教逮捕事件の後ではない) 国王尚書部の活動が縮小したが、ヘンリー一世治世期から受け継がれた尚書部の伝統はステイヴン治世後期にも継続され、いくつかの局面において発展すら見られたのである。たとえば、ステイヴンはその治世後期において司法面でいくつかの新たな試みを行っていたが、その要求を満たすために新たな令状の形式が発展させられつつあった。一例を挙げるならば、令状制度の歴史において最も重要な発展の一つは、「令状の司法化 (judicialization of writs)」、つまり、「執行的令状 (executive writ)」から「司法的令状 (judicial writ)」への変化であった。この発展を示す例としてここで三枚の国王令状を挙げることができるが、これら全てがステイヴン治世後期に属しているのである。⁽²³⁾

以上の議論から、司教逮捕事件直後に国王尚書部の機能が急激に低下したというキーリーの主張は必ずしも説得力のあるものではないということが明らかとなったと思われる。しかし、今までの議論は概して消極的であり、必ずしも行政組織の存続を証明するものではなかった。実際のところ、史料上の制約からその存続を積極的に証明することは困難である。しかし、次に、史料の許す限

り司教逮捕事件からリンカンの戦いに至る期間に国王行政がどのように機能していたかを明らかにしてみたい。

デイヴィスやキリーによれば、ステイヴンは複雑な行政機構を理解することができず、ロジャール・オブ・ソールズベリーが据えた行政官よりもポーモン一族のような封建的バロンを好んだとされている。それ故、デイヴィスとキリーは、ロジャールの失脚が国王行政の衰退をもたらしたと考えているようである。⁽²⁴⁾しかし、ステイヴンはヘンリー一世の宮廷で長く暮らしており、その時行政に関して全く何も学ばなかったというのはいり過ぎかもしれない。⁽²⁵⁾内乱期に傭兵に大きく依存していたステイヴンのような国王が、財政と深く結びついていた行政機構を無視したと考えるのは難しいのではないだろうか。女帝マティルダによって支配されていたイングランド西部を別にして、ステイヴンはある程度行政を掌握していたと考えるのが自然であろう。

一一三九年のロジャール・オブ・ソールズベリーの失脚の後「副王 (viceroys)」の地位はステイヴンの王妃マティルダによって受け継がれ、ステイヴンの捕囚の間も国王行政は彼女によって導かれていたようである。⁽²⁶⁾司

教逮捕事件後、国王行政の中心には、ヘンリー一世の宮廷で育てられた双子の兄弟ムーラン伯ウォーレラン (Waleran Count of Meulan) とレスター伯ロバート (Robert Earl of Leicester) ヘンリー二世治下の最高法官) がいた。⁽²⁷⁾この他に若きリチャード・ド・ルーシー (Richard de Luci) ヘンリー二世治下の最高法官) も既にこの期間国王宮廷にいた。⁽²⁸⁾国王宮廷の役人の長は宮廷執事ウィリアム・マルテル (William Martel, the Steward) であり、彼はこの期間最も頻繁に国王特許状を認証している。H・A・クローンはウィリアム・マルテルをロジャール・オブ・ソールズベリー失脚後の「国王宮廷と中央政府の要」であると述べている。⁽²⁹⁾アドレラム (Adelelm) の解任後、宮廷財務長官は任命されなかった。しかし、かつてノルマンディーの財務官 (treasurer) であり、ステイヴンの侍従 (chamberlain) であったロジャール・ド・フェカンは、リンカンの戦いに至るまで国王宮廷に定期的に出廷しており、彼が国王財政を管理していたのではないかと考えられる。⁽³⁰⁾以上の役人の他にステイヴンは自分の宮廷に侍従リチャード (Richard the Chamberlain) 及び酒司頭ロバート (Robert the Butler) をおいていたらしい。⁽³¹⁾また、ヘンリー一世の財務侍従であ

ったウイリアム・ポント・ド・ラーシュ (William Pont de l'Arche) も一三二九年のクリスマスまで国王宮廷に出廷しており、⁽³²⁾侍従長オーブリー・ド・ヴェアー (Aubrey de Vere, Master Chamberlain) も一四〇年中頃まで生存していた。⁽³³⁾ 国王城代・侍従武官長 (constables) に関しては、女帝マティルダの上陸直後にブライアン・フィッツカウント (Brian FitzCount) とマイルズ・オブ・グロスター (Miles of Gloucester, Gloucester Castle) が離反したが、⁽³⁴⁾ ロバート・ド・ワリー (Robert d'Oilly, Oxford Castle) とロバート・ド・ヴェアー (Robert de Vere, Dover Castle) は依然としてこの時期にも頻繁に国王宮廷に出廷している。また、マイルズとブライアンの離反を補うために、一四〇年以降ターギス・ド・アヴランシュ (Turgis de Avranches) が新しく侍従武官長に任命されたのかもしれない。⁽³⁵⁾

司教逮捕事件からリンカンの戦いに至るまで、ステイヴンは、アンジュー派支配下にあったイングランド西部を除き、広範囲にわたる地域の地方行政家がある程度掌握していたようであり、⁽³⁶⁾ 地方行政の経験のある人材を欠いていたとは思われない。この時期にも以前と同様に国王の命令を伝えるため地方の行政官に令状が送付され

た。たとえば、エセックスの地方判官ジェフリー・ド・マンドヴィル (Geoffrey de Mandeville, the local justice of Essex) はこの時期における最も活発な地方行政家の一人であったようであり、この時期に彼に宛てられた令状が三枚もしくは四枚残存している。一三二九年一二月と一四〇年三月の間にアンドーヴァー (Andover) で発行された国王令状は、セント・マーティン・ル・グラン (St. Martin le Grand) 教会にモールドン (Maldon)⁽³⁷⁾ の土地を占有させるようジェフリーに命じている。一四〇年のいつかステイヴンはヘリーフォード (Hereford) からジェフリーに令状を送り、⁽³⁸⁾ イーリー大聖堂 (Ely Cathedral) にその土地を再占有させるよう命じている。しかし、その全てが返還されることはなかったようであり、国王はヒュー及びステイヴン・ド・スケイラーズ (Hugh and Stephen de Scalers) に⁽³⁹⁾ むらに令状を送り、彼ら二人がイーリーの修道士らに支払うべき地代 (farm) を払うかその土地を返還するよう求めている。その令状は、「もし汝らがそれを行わないならば、汝らがそれをなすまでオーブリー・ド・ヴェアーが汝らに対して強制執行するであろう」という文面で終わっている。⁽³⁹⁾ しかし、それにもかかわらず、ヒューとステイヴンは国王の命

令に従わなかった。そこで、オーブリー・ド・ヴェアーが一一四〇年五月頃死去したため、国王は代わりにジェフリー・ド・マンドヴィルに対してベリー・セント・エドマンズ (Bury St. Edmunds) から令状を送り、ヒューとステイーヴンに対して強制執行するよう命じている。⁽⁴⁰⁾ 以上の二枚の令状が送付されて後、ジェフリーはエセクス伯に任命されたが、それは彼がこの地方において行政上重要であったということの当然の帰結であった。⁽⁴¹⁾

ジェフリー・ド・マンドヴィルに宛てられた一連の令状に関して重要なことは、それらがロジャー・オブ・ソールズベリーによって、またさらにヘンリー一世及びヘンリー二世によって発行された令状と類似していることである。このことはステイーヴンの尚書部の連続性を示すものと考えられる。⁽⁴²⁾

ジェフリー・ド・マンドヴィルに宛てられた令状の他には、この時期にはセント・マーティン・ル・グラン教会のためにロンドン及びミドルセックスの地方判官オスバート・エイトペンス (Osbert Eightpence, the local justice of London and Middlesex) に宛てられた令状が現存するのみである。⁽⁴³⁾ しかし、これらの令状は主として土地占有に関するものであり、純粹に行政的なもので

はない。それ故、これらの他にも城塞や橋の修理の命令、城塞から城塞への貨幣の移送の命令といったような純粹に行政的な令状もこの時期に数多く発行されていたと考えられるのである。何故なら、土地占有に関する令状のみが教会や修道院にとって保存する価値のあるものであり、それらのみが現在まで伝えられる可能性があったからである。

スタップズ以来デイヴィス、キリーに至るまで、多くの歴史家は、司教逮捕事件の結果国王行政が急激に衰退し、それによって「アナキー」が引き起こされた想定してきた。⁽⁴⁴⁾ しかし、以上の議論から明らかのように、キリーの言うような国王行政（とりわけ尚書部）の急激な衰退が逮捕事件直後に生じたとは思われない。ましてや司教逮捕事件が「アナキー」の重要な原因であったと主張することは困難であると思われる。

R・H・C・ヴィヴィスは、ロジャー・オブ・ソールズベリーによって統制されていた情報収集機構が崩壊したことを補うためにステイーヴンによって伯の任命が行われたと述べている。そして、「軍事的方策（つまり、伯の任命）は行政的効率性に代わるものとはならず」、

反乱の勃発を阻止することはできなかつたのであると主張している。⁽⁴⁵⁾すなわち、一一三九年以降反乱が多発したのは多分に司教逮捕事件の結果だといふのである。しかし、本稿の議論から明らかのように、少なくとも西部イングランドを除き、⁽⁴⁶⁾逮捕事件直後に必ずしも深刻な行政上の衰退が生じたとは考えられず、また伯の任命自体は一一三八年以来のものである。それ故、一一三八年にグロスター伯ロバート (Robert Earl of Gloucester) がステューヴンに対して誠実誓約 (fealty) を正式に破棄したため当時内乱の勃発が差し迫っていると感じられていたこと、また、一一三九年九月に女帝マティルダがイングランドに上陸し内乱が実際に始まったこと、以上の二点が反乱の多発及び伯の任命の主要な原因であつたと考えるほうがより自然ではないかと思われる。もし「アナキー」が存在したとしても、それは国王行政の衰退・崩壊の結果ではないのである。それどころか、もし国王行政の衰退・崩壊があつたとすれば、それはむしろ「アナキー」の結果なのである。

古くからステューヴン治世期は国王行政組織が崩壊した時代であると考えられがちであつた。これは、ヘンリー一世治世期にロジャー・オブ・ソールズベリーによつ

て作り上げられた高度に発達した行政機構が司教逮捕事件後の「アナキー」の中で崩壊したが、次のヘンリー二世世による秩序の回復と共に再建されたという一般史的理解の一部を成すものであつた。⁽⁴⁷⁾確かに、他の治世期と比較するならば、特に一一四一年以降ある程度の行政機構の衰退がステューヴン治世期に見られたといふことは否定できない事実である。しかし、ある程度の衰退があつたにせよ、比較的最近の研究はステューヴン時代の国王行政の連続性を強調する傾向にあるように思われる。たとえば、ヴァン・ケーネヘムの研究によれば、ステューヴン即位以前に発展した令状はステューヴン内乱期にも受け継がれ、さらに若干の発展が加えられたが、ヘンリー二世治下にはこの基礎の上にコモン・ロー令状が確立されたのであつた。⁽⁴⁸⁾このような点を考慮するならば、ステューヴン治世期をただ無批判的に国王行政が衰退しヘンリー一世の統治の伝統が失われた時代と考えることは危険であらう。確かに一一四一年以降国王行政が比較的不活発となるが、その中で国王行政の伝統がいかに維持され、また、いかなる発展が新たに加えられ、ヘンリー二世治世期へと伝えられたのかといった問題を設定するほうがより有益であらう。

註

* 本稿前篇(上)、『史学』五五卷、二・三号、七一—一〇三頁)において、筆者は司教逮捕事件に至る政治過程とその事件に対する教会の態度について検討した。本篇(上)では、その事件の国王行政に対する影響とその事件の歴史的意义を考察する。

本稿(上)で使用せる略号は次の通りである。

Gesta Stephani: K. R. Potter and R. H. C. Davis(eds.),
Gesta Stephani, Oxford Medieval Text (Oxford 1976).
 Henry of Huntingdon: T. Arnold (ed.), *Henrici Archidiaconi Huntendunensis Historia Anglorum, The History of the English, by Henry, Archdeacon of Huntingdon*, Rolls Ser. 74 (London 1879).
Historia Pontificalis: M. Chibnall (ed.), *Historia Pontificalis, John of Salisbury's Memoirs of the Papal Court* (Nelson's Medieval Text, 1956).
 John of Hexham: T. Arnold (ed.), 'Historia Iohannis Prioris Hagustaldensis Ecclesiae', in *Symeonis Monachi Opera Omnia*, vol. ii. Rolls Ser. 75 (London 1885).
 Orderic Vitalis vol. vi.: M. Chibnall (ed.), *The Ecclasiastical History of Orderic Vitalis* vol. vi., Oxford Medieval Text (Oxford 1978).
Regesta vol. iii.: H. A. Cronne and R. H. C. Davis

(eds.), *Regesta Regum Anglo-Normannorum* vol. iii. (Oxford 1968).

Regesta vol. iv.: H. A. Cronne and R. H. C. Davis (eds.), *Regesta Regum Anglo-Normannorum* vol. iv. (Oxford 1969).

William of Malmesbury, H. N.: K. R. Potter (ed.), *The Historia Novella by William of Malmesbury* (Nelson's Medieval Text 1955).

B. I. H. R.: *Bulletin of the Institute of Historical Research*.

E. H. R.: *English Historical Review*.
 T. R. H. S.: *Transactions of the Royal Historical Society*.

(一) W. Stubbs, *The Constitutional History of England*, vol. i. 6th ed. (Oxford 1897), pp. 352 f.

(二) R. H. C. Davis, *King Stephen 1135-1154* (London 1967), pp. 32-4, 48. 國體の發展に關しては *Regesta* vol. iv., Plates I and II を參照。

(三) H. A. Cronne, *The Reign of Stephen, Anarchy in England 1135-54* (London 1970), pp. 185-282. do., 'The Office of Local Justiciar in England under the Norman Kings' *University of Birmingham Historical Journal* vol. vi. (1957), p. 36. 衆無事は之に代りては

機構の停止」に対する異論は、古くはJ・H・ラウンド
により出されて居る。J. H. Round, *Geoffrey de Man-*
deville; A Study of Anarchy (London, 1892), pp.
99 f., 154. cf. do., 'The Origin of the Exchequer' in
The Commune of London and Other Studies (Lon-
don 1899), pp. 62-96.

(4) E. J. Kealey, 'King Stephen: Government and
Anarchy' *Albion, The Proceedings of the Confer-*
ence on British Studies vol. 6 (1974), pp. 201-17.

(5) *ibid.*, pp. 204 f. キーリーのこのような主張にもかか
わらず、クローンは、司教逮捕事件よりもむしろリンカ
ンの戦いのほうが行政機構の崩壊にとって重要であつた
と考へて居るようである。Cronne, *The Reign of Ste-*
phen, pp. 188, 218. 但し、クローンも行政機構が逮捕
事件により「深刻な衝撃」を受けたことは否定しない。
ibid., p. 38.

(6) Kealey, 'King Stephen: Government and Anarchy'
p. 216.

(7) *ibid.*, p. 202.

(8) キーリーの論文に対してホリスターが既に簡単な批判
を行っている。ホリスターの論点は以下の通りである。
(一) スティーヴンの即位直後に極めて多くの特許状が発
行されたに違いない。そのため治世二年目以後の国王特
許状の数は当然キーリーの表のものよりも少なくなるで

スティーヴン治世期王位継承の内乱における教会と国家(下)

あろう。(二) 一一四一年以降スティーヴンがノルマンデ
ィーの支配権を失つたという事実、また、スティーヴン
が一一三九年以降イングランドのかんりの部分の支配権
をも失つていたという事実も考え合わせるならば、治世
後半の特許状数は当然減少するはずであり、キーリーの
数字をそのまま国王行政の指標として受け取れない。

(三) 一一四一年のスティーヴンの捕囚の間国王特許状は
全く発行をされてない。それ故、この時期の特許状数
の平均はキーリーの表より高くなる。(四) 一一五三年の
講和以後スティーヴンは権威を回復し、その結果国王特
許状の発行数は増加したのであろう。ホリスターの以上の
四点の批判は、要するにキーリーの表が政治変動による
特許状発行数の変化を明らかにしないということである
。C. W. Hollister, 'Stephen's Anarchy' *Albion, The*
Proceedings of the Conference on British Studies
vol. 6 (1974), pp. 234 f.

(6) 本稿(上)九五—九六頁、註(5)参照。但し、逮捕
事件とリンカンの戦いの間のほうが他の時期よりも特許
状の年代を確定しやすいということを指摘しておきた
い。

(10) *Regesta* vol. iii., nos. 24, 207, 530 (?).

(11) *Regesta* vol. iii., nos. 391, 419.

(12) *Regesta* vol. iii., p. xliiv.

(13) Kealey, 'King Stephen: Government and Anarchy',

pp. 206 f., 216.

(14) 上記註(6)参照。

(15) *Regesta* vol. iii., pp. xiii-xv. T. A. M. Bishop, *Scribtores Regis, Facsimiles to Identify and Illustrate the Hands of Royal Scribes in Original Charters of Henry I, Stephen and Henry II* (Oxford 1961), pp. 1-35. Cronne, *The Reign of Stephen*, pp. 206-20.

T. A. M. ビショップによつて確定された十一名のステューヴンの書記は以下の通りである(カヌー内の年代はロンドンマップによつて示された尚書部勤務の年代であり、その後のノートは *Regesta* vol. iii., pp. xiii-xv に基づく)。。

Scribe x. (1123-35). but he wrote only one charter for Stephen. *Regesta* vol. iii., no. 786 (1136 x 39); Scribe xi. (1127-35), but the only charter for Stephen is *Regesta* vol. iii., no. 521 (1135 x 37); Scribe xiii. (1127-39); Scribe xiv. (1131-41); Scribe xvi. (1135 or 1136); Scribe xvii. (active in 1136), but the charters he wrote for Stephen are *Regesta* vol. iii., nos. 389 (1136 x 37), 445 (1135 x 39), 936 (1135 x 52), 346 (1135 x 39); Scribe xviii. (1138-40), but actually from December 1137 to the eve of the Battle of Lincoln; Scribe xix. (1136-41), but from March 1137 to 1140; Scribe xx. (1139-December 1141), but from

before August 1138 to 1144 x 45; Scribe xxi. (1139-46), but from before 1143 to 1149, possibly to 1153; Scribe xxii. (January 1138-54), but from 1146 to 1154 (本稿八八頁、第二表を参照)。

キーリーによれば、Scribes x, xi, xiii, xiv, xvi, xvii, xviii, xix, xx は一三九年に国王尚書部で勤務しており、そのうちの六名が逮捕事件の後(そして多分その事件のための)その職を去ったとされているようである。しかし、Scribes x, xi, xvi が一三九年にステューヴンの下で勤務していたかどうかは定かではなく、また、Scribe xvii がその時活発に活動していたかどうかも確かではない。Scribes xviii, xix, xx は逮捕事件の後にも国王尚書部で勤務し続けた。Scribe xiv は Peter the Scribe の逮捕事件からリンカンの戦いの間にステューヴンのために少なくとも二枚の特許状を作成した(*Regesta* vol. iii., nos. 525, 543.)。キーリーは、Peter the Scribe はこの時期に国王尚書部で勤務していたのではないかと主張している。何故なら、その二枚の特許状はロジャー・オブ・ソールズベリー、もしくは、ロジャーが参事会長をしており、後だ Peter the Scribe 自身が住んでいた St. Martin le Grand 教会のためであるからだとするのである。確かに、特許状等が国王尚書部専属の書記によつてではなく受領者側によつて作成され、それが国王によつて承認されるという

ことは、当時しばしば行われた慣行であった。しかし、Peter the Scribe が一一三九年以前に作成した六枚の国王特許状のうち四枚も、ロジャーと関係の深かった人や教会のためであった (*Regesta* vol. iii., no. 15 for Adam the Clerk of St. Martin le Grand; nos. 255 and 256 for Durham Cathedral whose bishop had been a clerk under Roger and had been the royal chancellor under Henry I; no. 260 for Ely Cathedral whose bishop was Roger's nephew, Nigel of Ely)。その中、ロンドン⁽¹⁾の St. Martin le Grand 教会は国王尚書部書記官の供給源であり、国王ステイヴンやブルーノ⁽²⁾伯領の相続人であったその王妃マティルダと深い関係があった (ロジャー・オブ・ソールズベリーの次にその参事会長に任命されたのは、ヘンリー・オブ・ウインチェスターであった)。R. H. C. デイヴィスによれば、「セント・マーティン・ル・グラン教会は、それ故、単に国王の保護を受けていただけでなく、女帝マティルダの大義に対抗するものとして、ステイヴンの大義にしっかりと結びつけられていたのであった」。R. H. C. Davis, 'The College of St. Martin-le-Grand and the Anarchy 1135-54', *London Topographical Record* vol. 23 (1972), pp. 9-26, quotation from p. 13. それ故、Peter the Scribe が St. Martin le Grand 教会のために国王特許状を書いたという事実から、一一三九年

から一一四一年までの間彼が国王尚書部で働いていなかったという結論を導き出すのは必ずしも妥当だとは言えない。一般に考えられているように、Peter the Scribe は一一四一年初めまで国王尚書部に勤め、リンカンの戦いの後に女帝マティルダの尚書部へ移ったのであろう。

クロンバ⁽³⁾ *Scribes* x, xi, xvi, xvii 及び一一三七年頃尚書部を去ったかもしれない *Scribes* xviii, xix などの時に尚書部へ入ったのかもしれないと考えている。またクロンは、司教逮捕事件からリンカンの戦いまでの間 *Scribes* xiv, xviii, xix, xx の他に *Scribe* xiii の国王尚書部で働いていたと考えている。Gronne, *The Reign of Stephen*, p. 217.

また、T. A. M. ビショップの研究から判断するならば、ヘンリー一世及びヘンリー二世治下においても、国王尚書部に勤務する書記官の数としては一度に三名か四名が普通だったようである。Bishop, *Scriptores Regis*, pp. 30 f.

(16) *Regesta* vol. iii., p. x. Roger le Poer が三年半の在職期間中に六十二枚の国王特許状を認証しているのに対し、Philip d'Harcourt は八カ月の在職期間中に十二枚を認証している。但し、特許状の認証枚数が必ずしも彼らの行政能力を示すものではないことは言うまでもない。

- (17) *Regesta* vol. iii, p. xi and nos. 478, 479, 480.
- (18) Bishop, *Scriptores Regis*, p. 25. *Regesta* vol. iii, nos. 525, 526, 189, 787, 788, 789, 640, 921, 586 (?), 399.
- (19) *Regesta* vol. iii, p. xii. and nos. 526, 399.
- (20) *Regesta* vol. iii, p. x and nos. 921, 586 (?). 王妃マティルダはスタンリーの捕囚の間にランコムと共に特許状を發行した事。 *ibid.* nos. 24, 207.
- (21) 上記註(15)参照。リンカンの戦うの後、Scribe xiv, xviii, xix が国王尚書部を去つたと思われる。但し、クローンは Scribe xiii の時の尚書部を去つたと考えらる。 Cronne, *The Reign of Stephen*, p. 217. Scribe xiii は一一四一年以降ロンドン司教とランコム修道士長に任せらる。 Scribe xiv は一一四一年から一一四四年まで女帝マティルダの尚書部で勤務し、その一一四四年以降 St. Martin le Grand 教会で、また一一四七年から四八年まで Theobald, Archbishop of Canterbury の手帳に任せらる。 *ibid.*, pp. 215 f. *Regesta* vol. iii, pp. xiii-xv.
- (22) Kealey, 'King Stephen: Government and Anarchy', p. 214. キーリーの著げた論拠は以下の通りである。
novel disseisin, Regesta vol. iii, no. 257 (1136 x 38) by the Scribe xiii.; writ of right, *Regesta* vol. iii, no. 260 (1136 x 40) by the Scribe xiv.;
- execution of judgement, *Regesta* vol. iii, no. 543 (December 1139 x March 1140) by the Scribe xiv, no. 537 (1139 x 52) by the Scribe xxi, no. 552 (1143 x 54) by the Scribe xiv or his imitator; writ of course, *Regesta* vol. iii, no. 628 (1141) by the Scribe xiv for the Empress (Kealey cited as 682, but it must be a printing mistake), no. 539 (1145 x 47) by the Scribe xiv or his imitator for the Queen; mort d'ancestor, *Regesta* vol. iii, no. 536 (1139 x 54).
- これらの論拠のどれも奇妙なもので一枚もしくは二枚が一一三九年以前に發行されたと思はれるに過ぎない。令状 nos. 537, 552, 539, 536 は国王尚書部と関係の深かったロンドン司教 St. Martin le Grand 教会のためである。 nos. 552, 539 は特許状の教会であった Scribe xiv (Peter the Scribe) の手帳にその「模倣者」により書かれてゐる。それ故にこれらは St. Martin le Grand 教会側により作成された可能性も存在するが、それらが国王による正式に承認されたものなのか、偽造とも呼ぶべきものなのかは不明である。いずれにせよ、令状の重要な発展がスタンリー治世後期に St. Martin le Grand 教会を中心に行われていたと見らることは明らかである。この点に關しては Davis, 'The College of St. Martin le Grand and the Anarchy' を参照。
- (23) *Regesta* vol. iii, no. 692(1140 x 54) (the development

towards the writ praecipe-the writ of summon); no. 545 (1143 x 47) by the Scribe xiv or his imitator, no. 546 (1147 x 52) (the judicialization of writ recognition).

R. C. Van Caenegem, *Royal Writs in England from the Conquest to Glanville: Studies in the Early History of the Common Law* (London 1959), pp. 239-48 (especially pp. 243 and n. 4), 275-7. do., *The Birth of the English Common Law* (Cambridge 1973), pp. 39 f. 松垣裕『イギリス封建国家の確立』(川出版社 一九七二年)三三三—三三四頁。

Scribe xiii を初めとするステイヴン治世初期の書記官によって書かれた特許状の書式には比較的自由な面があるが、治世後期(多分、一一四六年以降)に Scribe xxii によるその書式の定式化がかなりの程度まで進められたとすることも注目されねばならない。この定式化されたステイヴンの特許状は、何らかの形でヘンリー二世の特許状の規則的な書式の基礎となったのかもしれない。 *Regesta* vol. iv., pp. 13 ff., especially pp. 13, 15.

ステイヴン治世期における司法活動及びその発展については Cronne, *The Reign of Stephen*, pp. 219, 244-82 を参照。また、上記の令状 nos. 545, 546 をまた St. Martin le Grand 教会に關係している。

ステイヴン治世期王位継承の内乱における教会と国家(下)

(24) Davis, *King Stephen*, p. 31. Kealey, 'King Stephen: Government and Anarchy', pp. 230 f.

(25) Cronne, *The Reign of Stephen*, p. 280.

(26) F. J. West, *The Justiciarship in England 1066-1232* (Cambridge 1966), p. 25. Cronne, *The Reign of Stephen*, p. 256. 王妃マティルダは一一四〇年ロマンチ派との和平交渉や自分の長子 Eustace をフランス国王の妹 Constance との婚約などに関りて活発に活動していった。王妃マティルダはこの時期に四枚の特許状を認証している (*Regesta* vol. iii., nos. 921, 477, 478, 479)。彼女は自分自身の「尚書部長官 (chancellor)」を持つており、ステイヴンの捕囚の期間に自分自身の名前の特許状を発行している (*Regesta* vol. iii., nos. 24, 207, 530 (?))。王妃マティルダの「尚書部長官」ラナンによる特許状の認証は、*Regesta* vol. iii., nos. 921, 586 (?) を参照。

(27) West, *Justiciarship in England*, pp. 35 ff. ヤーレランとロバートが優秀な子供であったとすることはよく知られている。二人は十四歳の時に神学の議論で教皇や枢機卿を驚かすほど聡明であった。G. H. White, 'The Career of Waleran, Count of Meulan and Earl of Worcester (1104-66)', *T. R. H. S.* 4th ser. vol. xvii. (1934), p. 23. ロバート・オブ・ノスターアズ Abingdon Abbey で教育を受け、後に「シモン・オブ・ノー

ルズベリーとの王権の目的に関する対話を通じて自分の立場を維持するに及び来た」。D. M. Stenton, *English Justice between the Norman Conquest and the Great Charter 1066-1215* (London 1965), p. 70 以下、ロバート・オブ・レスターは自分の所領に「財務府(exchequer)」を持つていた。F. M. Stenton, *The First Century of English Feudalism 1066-1166*, 2nd ed. (Oxford 1961), p. 70.

(28) West, *The Justiciarship in England*, pp. 25 ff., 37 f. *Regesta* vol. iii., nos. 477, 478, 293, 294, 4 (?), 690, 479.

(29) Cronne, *The Reign of Stephen*, p. 200. *Regesta* vol. iii., nos. 525, 452, 435, 787, 788, 308, 261, 262, 921, 437 (?), 477, 294, 586 (?), 479, 70.

(30) 上記註(18)参照。一一四一年復活祭(三月三〇日)頃発行された女帝マティルダの令状が the barons of the Exchequer (baronibus de scaccario) 宛に宛つけられた (Regesta vol. iii. no. 628)。これは、女帝マティルダがオックスフォードの州長官の請負金 (the sheriff's farm) からの $5s. 5\frac{3}{4}d.$ の土地を Oseney Abbey に譲渡したことを知らせている。この令状はその年のミケルマスの財務府の会計報告において提出されることになっていたのかも知れない。cf. R.L. Poole, *The Exchequer in the Twelfth Century* (Oxford 1912), p. 160. 以下

令状はリンカンの戦いの後わずか三カ月後に Scribe xiv によって発行されており、ステイヴンの下で(一一三六-四一年)オックスフォードの地方判官(local justice)であった Robert d'Oilly により認証されている。それ故、この令状は、リンカンの戦い以前に財務府が機能していたことを示唆するのかもしれない(但し、この令状が Nigel of Ely によっても認証されているため、財務府がリンカンの戦いの後に彼によって復活させられたと考えるのも不可能ではない)。この種の令状は、それが財務府で提示をされた際、再び提示されることにならないようにその場で役人により処分されるのが普通であった。それ故、この令状のオリジナルがオスニー修道院により保管されていたという事実は、オックスフォードの州長官の会計報告が一一四一年及びその後行われなかったのかも知れないということを暗示する。ステイヴンの財務府に関する詳細は、Cronne, *The Reign of Stephen*, pp. 226 ff. 参照。

(31) Richard the Chamberlain, *Regesta* vol. iii., no. 788. この特許状は偽造文書である可能性があり、リチャードがソールズベリー大聖堂の chamberlain であった可能性も存在する(筆者未確認)。但し、この特許状が偽造であったとしても必ずしも Richard the Chamberlain が存在しなかったという事とはならぬ。Robert the Butler, *Regesta* vol. iii., no. 16.

- (32) *Regesta* vol. iii., nos. 189, 787, 788, 789.
- (33) *Regesta* vol. iii., p. xix and nos. 410, 308, 264.
Round, *Geoffrey de Mandeville*, p. 81.
- (34) Robert d'Oilly, *Regesta* vol. iii., nos. 452, 627, 788, 16, 264, 293. Robert de Vere, *Regesta* vol. iii., nos. 526, 189, 787, 788, 789, 477, 4 (?). Brian fitz-Count 及び Abetot 等への Beachamp 等が King として Worcester の constableness を掌するに關する事については Worcester の constableness 及び Wallingford の城守に關する事については *Regesta* vol. iii., p. xx.
- (35) *Regesta* vol. iii., p. xx and nos. 788, 263, 437 (?), 293, 690, 265, 273, 70. ハンロンの國に於ける轉領に關する事については G. H. White, 'The Household of the Norman Kings' *T. R. H. S.* 4th ser. vol. xxx. (1948), pp. 127-155 及び 都察院 『Constitutio Domus Regis』 の作成の背景に『史学雜誌』九三編 六号 (一九八四年) 四一—四二頁を参照。
- (36) cf. *Regesta* vol. iii., pp. xxii-xxv. William d'Aubigny Brito (itinerant justice of Henry I), *Regesta* vol. iii., no. 437 (?); Henry of Essex (itinerant justice before 1141, cf. Sheriff of Buckinghamshire and Bedfordshire in 1156), *Regesta* vol. iii., no. 273; Adam de Beaunay (itinerant justice before 1141), *Regesta* vol. iii., no. 4; Geoffrey de Mandeville (local justice of Essex), *Regesta* vol. iii., nos. 543, 308, 263, 4 (?), 690, 265, 273, 210; Hugh Bigod (Sheriff of Norfolk and Suffolk 1135-39(?)) and 1155), *Regesta* vol. iii., no. 114, Henry of Huntingdon, p. 273; Ilbert de Lacy (local justice of Yorkshire 1136-39), Orderic Vitalis vol. vi., p. 545; Robert d'Oilly (local justice of Oxford 1136-41), 同上 註 (34) 参照; Walter of Salisbury (Sheriff of Hampshire 1136-40), *Regesta* vol. iii., nos. 189, 788; Aubrey de Vere (local justice of Norfolk and Suffolk and of London and Middlesex 1136-40), 同上 註 (33) 参照; William Peverel (Sheriff of Nottinghamshire and Derbyshire), *Regesta* vol. iii., no. 452, John of Hexham, p. 308; William Martel (Sheriff of Surrey), 同上 註 (34) 参照; Pagan (Sheriff of Cambridgeshire and Huntingdonshire 1139-40), *Regesta* vol. iii., no. 410; John fitzRobert de Chesney (Sheriff of Norfolk and Suffolk, 1139-46), *Regesta* vol. iii., nos. 690, 273, 399; Mainfenin Brito (Sheriff of Buckinghamshire and Bedfordshire under Henry I), *Regesta* vol. iii., nos. 4 (?), 273, cf. Round, *Geoffrey de Mandeville*, p. 52 n. 4; Osbert Eightpence (local justice of London and Middlesex, 1139-41), *Regesta* vol. iii., nos. 527, 528, 531 (just addressed); Alexander Bishop of Lincoln (local justice of Lin-

colnshire). *Regesta* vol. iii., nos. 399, 114, 982, 983 (cf. nos. 641, 410, 627, 478, 293, 294, 586).

- (87) *Regesta* vol. iii., no. 543. 'Stephanus rex Anglorum Gaufrido de Magnavilla salutem. Precipio quod sine dilatione facias resaisiri ecclesiam et canonicos Sancti Martini Lundonie de terris et omnibus tenaturis suis de Meldona, unde Walterus de Provino minister comitis Theobaldi eos dissaisivit, ita plenarie dico facias eos resaisiri sicut inde saisiti fuerunt ipsi et ecclesia sua die qua dedi manerium illud comiti Theobaldo et die qua rex Henricus fuit vivus et mortuus et die qua Rogerus episcopus Saresberiensis fuit vivus et mortuus. Et bene et in pace et libere teneant sicut melius tenuerunt tempore regis Henrici, ne super hoc sustineas quod aliqua eis inde injuria [vell] contumelia fat. Teste Philippo Cancellario. Apud Andeveram.'

- (88) *Regesta* vol. iii., no. 263. 'Stephanus rex Anglorum Gaufrido de Mannavilla salutem. Precipio quod ita plene facias habere priori de Ely et monachis omnes terras suas et homines et omnes consuetudines ita bene et in pace et honorifice et plenarie in omnibus rebus sicut tenuerunt die qua rex Henricus fuit vivus et mortuus et die qua episcopus Nigellus exivit de

Ely, ita ne quicquam perdant pro penuria justicie. Teste Thurgisio de Albrincis. Apud Hereford.'

- (89) *Regesta* vol. iii., no. 264. 'Stephanus rex Anglorum Hugoni de Escalariis et Stephano nepoti suo salutem. Precipio vobis quod cito reddatis monachis de Ely firmam suam ita bene et plene sicut faciebatis priusquam caperem insulam de Ely, vel reddatis eis feudum suum quod tenetis. Et nisi feceritis Albericus de Ver constringat vos donec faciatis. Teste Roberto de Olli. Apud Oxenefordam.'

- (90) *Regesta* vol. iii., no. 265. 'Stephanus rex Anglorum Gaufrido de Mannavilla salutem. Precipio tibi quod constringas Hugonem de Scalaris et Stephanum de Scalaris donec ita bene et plenarie reddant monachis de Ely firmam suam quam eis debent sicut melius vel plenius faciebant priusquam caperem insulam de Ely, et tantum inde faciatis ne super hoc audiam inde clamorem pro penuria plene justicie. Teste Thurgisio de Aberincis. Apud Sanctum Edmundum.'

- (91) *Regesta* vol. iii., no. 273. E. J. King, 'King Stephen and Anglo-Norman Aristocracy' *History* vol. 59 (1974), p. 191. 令状 no. 265 の中で King は伯父の記述を引くが、特許状 no. 273 がいよいよ King のノーブリー・ド・ヴァサリーの死去以後発行された

と考えられる。

J・H・ラウンドの古典的著作によりジェフリー・ド・マンドヴィルがアナキー的バロンの代表と見なされてきたが、以上の記述から明らかのように、ジェフリーはこの時期国王の最も忠実な地方行政家の一人であり、彼のエセクス伯任命は必ずしもアナキー的バロンの貪欲さの結果ではなかったのである。

また、St. Botolph's Priory のためにジェフリーに宛てられた令状 (*Regesta* vol. iii, no. 210) も一四〇年にジェフリーのエセクス伯任命後に発行されたのかもれない。

(42) ロシチャー・オブ・ソールズベリーによって発行された令状は、たとえば以下のものがあつた。*Regesta* vol. iii, no. 397 (1137x39, at Westminster). 'Regerus episcopus Saresberiensis vicecomiti de Herefordia salutem. Fac habere monachos Gloucestrie lx solidos de elemosina regis quos solebant habere tempore regis Henrici et quos Paganus filius Johannis eis dare solebat. Et nisi feceris, Milo Gloucestrie faciat ferri. Teste Milone Gloucestrie. Apud Westmonasterium.'

本文で引用した国王令状 (上記註(39)) は単なる執行的令状 (executive writ) に過ぎないが、ロシチャー・オブ・ソールズベリー及び尚書部長官ロシチャー・ル・ポアール失脚後における国王尚書部の連続性という点において

ステイヴン治世期王位継承の内乱における教会と国家 (下)

重要であろう。たとえば、'nisi feceris' という令状の書式はヘンリー一世治下に初めて現われ、ヘンリー二世治下にも頻繁に使われ、やがてロモン・ロー令状の基礎となったのである。Van Caenegem, *Royal Writs in England*, pp. 154-7.

(43) *Regesta* vol. iii, nos. 527, 528, 531. ヘンリー二世治下に国王尚書部長官及びカンタベリー大司教となる Thomas Becket は一度この時期オズバートの下で働いており、行政上の知識を身につけた。D. Knowles, *Thomas Becket* (London 1970), pp. 8 f.

(44) 上記註 (1) (2) (3) 参照。

(45) Davis, *King Stephen*, pp. 30-5, 48.

(46) 西部イングランドにおいては、国王行政は女帝マティルダにより引き継がれた可能性がある。内乱の時期に、東部イングランドはステイヴンによって、西部イングランドは女帝マティルダによってそれぞれ支配されていたことがよく見られる。E. J. King, 'The Anarchy of King Stephen's Reign' *T. R. H. S.* 5th ser. vol. 34 (1984), pp. 133-53 を参照。

(47) このこと、ヘンリー二世の時代に司法・行政が顕著に発達したという事実から強調される傾向があつた。

(48) Van Caenegem, *Royal Writs in England*. do., *The Birth of the English Common Law*. また、Cromie, *The Reign of Stephen*, pp. 184-282 を参照。

ヴァン・ケーネヘムは、松垣裕『イギリス封建国家の確立』二六〇―三六四頁により、またクロインは、富沢靈岸「アンジュー統治体制の一面面」イギリス中世史研究会編『イギリス中世社会の研究』（山川出版社 一九八五年）所収、五三―五四頁により既に紹介されている。

四、司教逮捕事件の意味

以上述べてきたように、歴史家はこれまで司教逮捕事件の重要性を過度に強調してきたと思われる。スタップズ、デイヴィス、キリーなどにとって、逮捕事件はステイヴン治世期の転換点であり、「アナキー」の主要な原因であった。⁽⁴⁹⁾確かに逮捕事件がある程度の影響を及ぼしたことは否定できないが、その影響の程度は従来考えられていたほど深刻なものではなかったということ、本稿の議論から明らかであろう。司教逮捕事件以後も、教会は国王への支持を完全に撤回してしまふことなく、国王行政も西部イングランドを除き比較的正常に機能しており、この時期には大部分の封建バロンも国王の側にあつたのである。⁽⁵⁰⁾何らかの混乱が一一三九年末から一一四〇年にかけて起つたとしても、それは一一三九年六月の司教逮捕事件の結果ではなく、むしろその年

の九月の女帝マティルダの侵入の結果と考えるべきであろう。

司教逮捕事件と比べるならば、リンカンの戦いにおいてステイヴンが捕囚の身となつたことのほうがはるかに重大な事件であつた。何故なら、国王行政が完全な崩壊の危機に瀕し、また教会が正式にマティルダを支持したのは、内乱期を通じてステイヴンの捕囚の期間（一一四一年二月―十一月）のみであつたからである。その際、聖職者やバロンらは、恰も国王が廃位され新女王が即位するかのように女帝マティルダに対して臣従の誓いを行い、多くの国王の役人及び書記がマティルダの政府へと移つたのであつた。⁽⁵¹⁾この時、聖職者やバロンらは、一一〇六年のタンシュブレレー（Tinchbrai）の戦いで捕虜となり二十年後に捕囚の身で死んだロバート・カーソウズ（Robert Curthose）を念頭に置いていたのかもしれない。

リンカンの戦いは、基本的にはステイヴンとチェスター伯ラーヌルフ（Ranulf Earl of Chester）との間の個人的争いであり、王位継承問題そのものとは直接関係していなかつた。リンカンの戦いにおけるアンジュー派の決定的勝利はある意味では偶然であつた。その時までラ

ーヌルフは国王宮廷から遠ざかっていたばかりでなく、女帝マティルダをも支持したこともなく、ラーヌルフの義父グロスター伯ロバートを憤慨させていた。⁽⁵²⁾ 一一四〇年一月二月ステューヴンはリンカン市及びリンカン城の問題に関して和解した。しかし、その年のクリスマス節には、リンカン司教アレクサンダーとリンカン市民の不平の訴えに応じ、ステューヴンはリンカン城にいたラーヌルフを不意に襲った。この時点で初めてラーヌルフは自分の義父グロスター伯ロバートに援助を求めたのであった。⁽⁵³⁾

一一四一年の聖母マリアの浄めの祝日(二月二日)に国王派とアンジュー派の軍勢はリンカンの市壁の外で会戦した。その日の朝、ステューヴンは司教アレクサンダーによって執り行われたミサに出席したが、その際不吉にもステューヴンの手にあった蠟燭が突然消え砕けてしまった。「ステューヴン事蹟録」の著者はこのことにステューヴンの運命を見た。⁽⁵⁴⁾ 戦場においてステューヴンは十分な騎兵を欠いており、また、バロンらはそこで戦い抜く決意に欠けていた。野蛮なウェイルズ人により増強されていたグロスター伯の軍勢を前にして、いくらかのバロンは国王に次のように進言した。「[リンカン]市を守

るために数多の親臣を忠実な「リンカン」市民とともに残し、国王自らはイングランドの全域から軍勢を召集するため威厳をもって撤退すべきである。そして、再び良い時期に戻り、もし敵の軍勢がそこに残っているならば、国王の名に相應しい厳格さをもって彼らを打ち負かすべきである(……ut ingentem familiam cum deuotis ciuibus ad tutandam urbem constitueret, et ipse ad congregandum exercitum de cunctis Angliae regionibus honeste discederet, et rursus oportuno tempore si hostes ibidem permansissent ad expugnandum illos regali seueritate remearet.)」⁽⁵⁵⁾ と。しかし、ステューヴンは勇敢にもそこで戦う道を選び、結局囚れの身となったのである。⁽⁵⁶⁾

リンカンの戦いにおけるステューヴンの捕囚の結果はあらゆる面において深刻であった。聖職者や多くのバロンは最終的に国王を見捨て、国王行政は崩壊の危機に瀕し、その大部分は若干の混乱を伴って女帝マティルダに受け継がれた。一一四一年一月にステューヴンが解放された後、国王の権威は幾分回復され、国王行政もその機能を取り戻しつつあった。しかし、それ以後、特に一一四三年のウィルトンの戦い(the Battle of Wilton)

以後、内乱は膠着状態に陥り、政治・行政活動はリンカンの戦い以前の活発さを取り戻すことはなかつた。また、リンカンの戦いの直後に離反したバロンの多くはステューヴンが捕囚から解放された後にも国王側に戻ることはなく、⁽⁵⁷⁾一一四一年から一一四三年の間にステューヴンの実質的な支配領域は著しく縮小したのであった。このような点から考えるならば、リンカンの戦いは司教逮捕事件よりもはるかに重要な事件であつたと言ふべきであらう。

最後に、イングランドの教会と国家の關係の歴史において、司教逮捕事件がどのような位置にあるのかを考察してみたい。

ステューヴンの治世は、伝統的理解では、教会が王権の弱体化を利用して多大な「自由」を獲得した時代であると見なされてきた。⁽⁵⁸⁾次のヘンリー二世とトーマス・ベケット(Thomas Becket)の争いも、多分に教会がステューヴン時代に多大な自由や特権を獲得したことによると考えられることもあつた。ステューヴンの教会に対する支配は、他の国王と比較するならば確かに弱いものであり、教会の自由も実際にある程度伸長したのであつ

た。しかし、ステューヴンの内乱期においてさえ、イングランドの伝統的教会・国家關係の理念、つまり、教会と国家の協働を第一とするゲラシウスの見解が根強く存続していた。そのため、教会は、王権の相対的弱体化にもかかわらず、「自由」を無制限に追求することはなかつた。

中世の世俗国家が何らかの宗教的裏付けなくしては存在し得ないということに関しては当時の人々は誰も疑問を抱かなかつたが、世俗国家と教会の關係のあり方についてはいくつかの異つた理念が存在した。たとえば、ローマ教皇ゲラシウス一世(四九二―四九六年)は、教会と国家はそれぞれ直接に神から由来したものであり、この独立した両者の協調・協働こそこの世の理想であると⁽⁵⁹⁾考えた。しかし、やがてこの教会と国家の二元論は、聖俗両権力の混淆した一元的教会・国家観へと道を譲つた。まずカロリング帝国において、皇帝は秘跡的・神政的性格を付与され、世俗国家と教会両方の至上権者となり、教会を自らに従属させていた。⁽⁶⁰⁾しかし、このカロリング的教会・国家關係はグレゴリウス改革の理念により逆転された。グレゴリウスのテオクラシーの教説も同様に教会と国家の混淆した一元論的世界観であつた。しか

し、それは世俗権力に対する教皇の首位権を主張し、王権の神政的性格を否定し、さらに教会の世俗権力の支配からの自由を要求するものであり、既存の世界秩序の破壊を目指す革命的なイデオロギーであった。⁽⁶¹⁾

しかしながら、イングランドでは、このようなグリゴリウスのテオクラシーの理念が根付くことはなかった。ウィリアム征服王 (William the Conqueror) の育ったノルマンディーでは、九一年に初代ノルマンディー公ロロ (Rollo) が教会に対する権威をシャルル単純王 (Charles le Simple) より受けて以来、カロリングの伝統である世俗権力の教会に対する支配の原則が確立されていた。ウィリアムはこのノルマンディーの伝統に従い、自らをイングランド教会の支配者であると考えた。ウィリアムは、まず、アングロ・サクソン時代以来のカロリング的神聖君主理念を利用し、塗油の儀式により自らが聖職者の権能と教会の問題に干渉する権能を持つと主張した。ウィリアムは、さらに、イングランドの教会所領を封建制度の枠組に入れることにより自己の教会支配を強化した。⁽⁶²⁾

アングロ・ノルマン期の教会・国家関係は、このようにウィリアム征服王によって確立された多分にカロリン

グ的な伝統の上に発展することになった。その理念を厳密に規定することは難しいが、それは、たとえカロリング的であったとしても、王権の指導のもとに、教会と国家の協調・協働を目指すクリュニーの理想に近いものであり、少なくとも非グレゴリウスの理想であった。そのためイングランドでは、極端なグレゴリウス主義者、極端な教会の自由の主張者は、一一、一二世紀を通じて常に少数者であった。ノルマン征服以後初代のカンタベリー大司教ランフランク (Lanfranc) はグレゴリウスの理念とは無縁

であり、あくまでもウィリアム征服王の支配のもとでイングランドの教会改革を行った。⁽⁶³⁾ ウィリアム・ルーファス (William Rufus) の治世初期に、ダラム司教ウィリアム・オブ・セント・カレー (William of St. Calais) は、国王がウィリアムの世俗事項に関して裁判権を持つということを否定したが、彼はランフランクを初めとする他の司教の中で孤立してしまった。⁽⁶⁴⁾ かの聖アンセルムも、同様に、ウィリアム・ルーファス及びヘンリー一世との争いにおいて、一一〇七年のウェストミンスター政教条約 (the Concordat of Westminster) の直前を除き、他のほとんどの司教を敵に回すことになった。⁽⁶⁵⁾ イングランドにおける叙任権闘争の間に多くの政治論稿が出

されたが、その中には依然として極端な神政君主制理念を主張する「ヨークの匿名著作家 (the Anonymous of York)」やグリゴリウス主義に対抗して保守的なクリュニー・ゲラシウスの教会・国家関係を擁護するヒュー・オブ・フルーリー (Hugh of Fleury) などがいたのである。⁽⁶⁶⁾ 一一〇七年のウェストミンスター⁽⁶⁷⁾の政教条約以後、「ヨークの匿名著作家」のような神政君主制理念は衰退へと向い、ヒュー・オブ・フルーリーのようなゲラシウスの理念がより強く押し出されるようになったが、グレゴリウスの理念が一般の聖職者に受け入れられることはなかった。⁽⁶⁸⁾ ヘンリー二世治下のベケット論争は、ウェストミンスターの政教条約で理論的に分離された教会と国家の間の不明確な境界をめぐる争いと理解することができ、⁽⁶⁹⁾ たとえベケットの主張が教会法的に正しいものであったとしても、多くの司教、聖職者は、ゲラシウスの原理をはるかに越え、全ての事項に関して聖職者に対する国王裁判権を否定したトーマス・ベケットに従うことができなかったのである。⁽⁷⁰⁾

以上のように、アンセルムやトーマス・ベケットのような英雄的行動にもかかわらず、アングロ・ノルマン朝期、アンジュー朝期の聖職者階級一般の政治的信念は、たと

え極端な神聖君主政的理念ではなかったとしても、少なくとも教会と国家の協調を理想とするクリュニー的・ゲラシウスの理念であった。この点に関しては、一般に弱体化した王権のもとで教会が多大な自由を獲得したと見なされるステューヴン治世期も例外ではなく、教会はあくまでも国家・国王との協調を目指して行動したのであった。

ステューヴンの教会に対する支配は、アングロ・ノルマン期の他の国王に比べるならば確かに緩やかであり、教会はより大きな自由を享受していた。しかし、ステューヴンは、即位直後に与えた戴冠特許状の中で教会の自由・特権を認めたにもかかわらず、⁽⁷¹⁾ 原則的には伝統的な教会支配の権能を放棄することはなかった。⁽⁷²⁾ たとえば、一一四〇年のソールズベリー司教選挙のように、ステューヴンは教会の選挙に干渉することも厭わなかった。⁽⁷³⁾ また、ステューヴンはイングランドの慣習に従い自分の許可なくしてローマへ上訴することを禁じ、さらに聖職者が自分の許可なくイングランドを去ることを禁じた。たとえば、一一四八年にエウゲニウス三世 (Eugenius III) 臨席のもとにランス (Reims) で教会会議が開かれたが、ステューヴンはカンタベリー大司教セーオボルド

(Theobald) がその会議に出席することを禁止したのであった。そのため、セーオボルドは秘かに小舟に身を隠すことよって漸くランスへ達することができたのであった。⁽⁷³⁾ スティーヴンの地位は治世後半には次第に不利なものとなりつつあったが、イングランドの聖職者はこの時期においても依然として教会と国家の間の公然たる敵対関係といったものを考えることができず、スティーヴンに対して断固たる態度を取ることはできなかった。ランスの教会会議において教皇にスティーヴンを破門しないようにと懇願したのは、まさにセーオボルド自身であった。⁽⁷⁴⁾ ランスの教会会議においてギルバート・フォリオットが新しくヘリフォード司教に任命され、サン・トメル (St. Omer) でセーオボルドによって叙任されたが、ギルバードの選挙がスティーヴンから助言と同意を得ることなく行われたため、ランスの教会会議に出席した他の司教達はその叙任に関わることを望まなかった。ギルバートはグロスター修道院長として永くアンジュ一派支持であり、ランスにおいて国王に臣従の誓いを行わないと誓ったが、イングランドへ帰るやいなや臣従の誓いを行ってしまった。セーオボルドは、「ローマ教皇庁が君主と認めた者に対して臣従の誓いを拒否することに

より教会に分裂をもたらすことは司教には許されない (episcopo non licuerat ecclesiam scindere, ei subtrahendo fidelitatem quem ecclesia Romana recipiebat ut principem)」と述べ、ギルバートを弁護したのであった。⁽⁷⁵⁾

一一三九年の司教逮捕事件に対する教会の態度も同様にイングランドの伝統的教会・国家関係に彩られていた。ウィンチェスター教会会議におけるヘンリー・オブ・ウィンチェスターの行動は、しばしばグレゴリウス的と見なされるように、教会人の伝統的信条から見るとらば明らかに行き過ぎであった。ヘンリーはロジャー・オブ・ソールズベリーの城塞を「教権 (spirituality)」と見なし、国王を教会会議で裁こうとしたのであった。スティーヴンは当然このような伝統に反した主張を認めず、その会議への召喚を拒否した。⁽⁷⁶⁾ 多くの聖職者もまたヘンリーのこの行き過ぎた行動に従うことはできなかった。その結果、ウィンチェスター教会会議は大した成果をあげることができず、ヘンリーとセーオボルドは、スティーヴンの足下で教会と国家の間に分裂を引き起こさないようにと懇願せねばならなかった。アンジュ派の修道士ウィリアム・オブ・マームズベリーは、この行為

に関して、「しかしながら、教皇特使〔ヘンリー〕と大司教〔セーオボルド〕は自分たちの職務に伴う任務を放棄することはなかった (Non omiserunt tamen legatus et archiepiscopus quin tenorem officii sui prosequerentur)」と評しているのである。⁽⁷⁷⁾

以上述べてきたように、また、本稿(上)において詳細に考察したように、司教逮捕事件直後の教会の国王に対する態度は従来考えられていたほど敵対的なものではなかった。司教逮捕事件が当時の多くの聖職者にとって衝撃的な事件であったにもかかわらず、彼らは内乱の中で国王を支持し続けたのであった。確かにこのような教会の態度は一見したところ不可解なものとするかもしれない。しかし、もし我々が司教逮捕事件をアングロ・ノルマン期及びアンジュー期の教会・国家関係という広い視野から見ると、その事件直後の教会の対応は十分に予期されうるものであった。当時の教会人の理想はあくまで教会と国家の協調であり、国家権力のない世界秩序というものは考えられなかったのである。たとえ王権が内乱の中で弱体化したとしても、教会がただ無制限に「自由」を追求するということは考えられなかったのである。それどころか、「アナキー」と呼ばれる内乱の中

でこそ、教会はその「自由」を守るために強力な世俗権力の保護を必要としたのであった。ステイヴン治世期の一般的聖職者のイメージは、内乱の中で弱体化した王権に果敢に敵対し多大な「自由」を獲得するグレゴリウス主義者のそれではなく、弱体化した王権を前にして「自由」の保護を求めて困惑するゲラシウス主義者のそれであった。このような政治意識は、高位聖職者の間ばかりでなく、当時の国王行政を担っていた比較的下層の聖職者の間でも根強いものであった。それ故、司教逮捕事件が、ステイヴンに対する聖職者階級の支持を損なわなかったばかりでなく、国王行政をも崩壊させることはなかったという結論も容易に理解されるのである。⁽⁷⁸⁾

註

(49) たとえば、デイヴィスによれば、司教逮捕事件は内乱勃発に至るまでの期間にステイヴンによってなされた「最も顕著な失策」であった。Davis, *King Stephen*, p. 30.

(50) この段階では、Robert of Gloucester, Brian Fitz-Count, Miles of Gloucester のみが女帝マティルダの重要な支持者であった。本稿(上)、七六頁参照。マイルズは、自分の権力基盤がグロスター周辺にあったため

メテノルダを支持せしむを得なかつた。King, 'King Stephen and Anglo-Norman Aristocracy', pp. 185-6. ホリスターによれば David, King of Scotland が 1118 年以来メテノルダ派であつたが、1138 年の the Battle of Standard 以降、彼はたとえ反乱の時期を越へてつたところでも、ステューアートの公然と敵対してゐたが、この時期は二枚の国王特許状がメテノルダの領土 Henry Earl of Northumbria に授けられたこと No. *Regesta* vol. iii., nos. 410, 411.)°

この特許は國王臣民に与へられたグロムダートの興ふや 489 (上巻註(88)を参照)。Waleran Count of Meulan and Earl of Worcester, *Regesta* vol. iii., nos. 189, 787, 788 (?), 789, 790, 640, 16, 70, cf. 294 (?), 114; Robert Earl of Leicester, *Regesta* vol. iii., no. 16, cf. 437 (?); William de Warenne Earl of Surrey, *Regesta* vol. iii., nos. 262, 437 (?), 16, 479 (?), 399; William d'Aubigny Earl of Sussex, *Regesta* vol. iii., nos. 920 (?), 437 (?), 399, 442; Simon de Senlis Earl of Northampton, *Regesta* vol. iii., nos. 920 (?), 410, 437 (?), 16, 399; Earl Gilbert de Clare, *Regesta* vol. iii., nos. 411, 477 (?); Hervey of Leon Earl of Wiltshire, *Regesta* vol. iii., nos. 477 (?), 16; William of Aumale Earl of Yorkshire, *Regesta* vol. iii., nos. 921, 437 (?), 16, cf. 991; Alan of Brittany Earl of

Richmond, *Regesta* vol. iii., no. 399; Robert Earl of Nottinghamshire and Darbyshire, *Regesta* vol. iii., no. 308 (concerned); Ingelram de Say, *Regesta* vol. iii., nos. 189, 787, 788 (?), 789, 921, 586 (?), 399, 114; Baldwin fitzGilbert de Clare, *Regesta* vol. iii., nos. 920 (?), 114, 442; Richard fitzUrse, *Regesta* vol. iii., nos. 273, 399, 114; Richard de Courcy, *Regesta* vol. iii., nos. 114, 442; Richer de l'Aigle Lord of Pevensey Castle, *Regesta* vol. iii., nos. 787, 788 (?); William of Ypres, *Regesta* vol. iii., nos. 627 (?), 410, 261, 477 (?), 478 (?), 16, 294 (?), 4 (?), 479 (?), 273, 114, 480;

メテノルダの領土を授けられたグロムダートの興ふや 489° William of Ypres, Waleran of Meulan, Robert of Leicester, William de Warenne, Simon de Senlis, Gilbert de Clare, William of Aumale, Alan of Brittany, Hugh Bigod, William Peverel, Ingelram de Say, Baldwin fitzGilbert, Richard fitzUrse, Richard de Courcy, Ilbert de Lacy, Bernard de Bailliol, Roger de Mowbray. Davis, *King Stephen*, p. 53. Orderic Vitalis vol. vi., pp. 542-5. Henry of Huntingdon, pp. 271-5. John of Hexham, pp. 307 f. *Gesta Stephani*, pp. 112-3.

(註) メテノルダとメテノルダ派の關係の原因を

- 教逮捕事件よりはむしろリンカンの戦いに帰している。Round, *Geoffrey de Mandeville*, p. 56. Cronne, *The Reign of Stephen*, pp. 188, 218. リンカンにおけるステューヴンの捕囚はノルマンディーにおいても深刻な結果をもたらした。この事件によりアンジュー伯ジョフロワはノルマンディーの征服を初めて本格的に開始し、結局彼は一一四四年にフランス国王によりノルマンディー公に任命されるようになった。J. Le Patourel, 'What Did Not Happen in Stephen's Reign', *History* vol. 58 (1973), pp. 7 f. アンジュー家によるノルマンディーの征服はイングランドの政治に深刻な影響を及ぼした。この時代の多くのバロンはノルマンディーにもしくはイングランドとノルマンディーの両方に所領を保有していたため、一一四一年以降彼らの多くが所領保全のため次第に女帝マティルダを支持し始めたのであった。たとえば、一一四一年以降のポーモン兄弟の行動もこのことにより説明されるのである。レスター伯ロバートが父親の所領のうちイングランドの土地のみを相続したのに対し、ムーラン伯ウォーレランはノルマンディーの土地を相続した。そのため、ロバートが一一四一年以降もステューヴン側に留まったのに対し、ウォーレランは女帝マティルダ側に支持を変えたのであった。
- (52) ラースルフはロバート・オブ・グロスターの娘を妻としていた。
- (53) William of Malmesbury, *H. N.*, pp. 46 f. H. A. Cronne, *Ranulf de Gernons, Earl of Chester, 1129-1153* T. R. H. S. 4th ser. vol. x. (1937), p. 120. R. H. C. Davis, 'King Stephen and the Earl of Chester Revised' *E. H. R.* vol. lxxv. (1960), p. 659.
- (54) *Gesta Stephani*, pp. 110-3. この語は Henry of Huntingdon, p. 271 の記録をたづね。
- (55) Davis, *King Stephen*, p. 53.
- (56) Orderic Vitalis, vol. vi., pp. 540-5, quotation from p. 540.
- (57) これに関しては、ノルマンディーの問題が重要であった。上記註(51)参照。
- (58) ステューヴン治世期の教会に関する伝統的理解については、たとえば Z. N. Brooke, *The English Church and the Papacy from the Conquest to the Reign of John* (Cambridge 1931), pp. 175-90 を参照。
- (59) M. パコー(坂口昂吉、鷲見誠一訳)『テオクラシー—中世の教会と権力—』(創文社 一九八五)、二二—二二頁。
- ゲラシウスの教説は中世以来現代に至るまで相反する解釈がなされてきた。ゲラシウスは、教会と国家の協働を主張しながらも、教会の「権威(auctoritas)」は国王の「権力(potestas)」よりも重要であると述べている。しかし、ゲラシウスは、他の場所で、皇帝は世俗的問題

に、教会は宗教的問題に専念すべきであり、「そのどちらも他方の従属によって高められることはない」とも述べらる。B. Tierney, *The Crisis of Church and State 1050-1300*, new printing (Englewood Cliffs, N. J., 1980), pp. 10-11, 13-15. そのため、ゲラシウスの主張は、中世以来、教会権力の世俗権力に対する優越性を主張するためにも、また同様に、世俗権力の独立性を主張するためにも利用されてきた。ゲラシウスの教説は教会と国家の協働というよりはむしろ世俗権力に対する教皇の優越性を主張するものであるという解釈については、W・ウルマン(朝倉文市訳)『中世ヨーロッパの政治思想』(御茶の水書房 一九八三)、三六一四〇頁を参照。本稿では、「ゲラシウスの見解」という語を単に「教会と世俗権力の協働」という意味で使用する。粗雑ではあるが、一応、ゲラシウスの国家観は、皇帝権の優位性を前提とするカロリング的国家観と教皇の首位性を主張するグレゴリウスのテオクラシーの中間に位置するものとして理解する。

(60) パコー『テオクラシー』三七―四九頁。

(61) 同書、八九―一四頁。N. Cantor, *Church, Kingship and Lay Investiture in England 1089-1185* (Princeton 1958), pp. 6-9. cf. G. Tellenbach (tr. by R. F. Bennett), *Church State and Christian Society at the Time of the Investiture Contest* (Oxford 1940).

ステューヴン治世期王位継承の内乱における教会と国家(下)

(62) Cantor, *Church, Kingship and Lay Investiture*, pp. 25-30. 山代宏道「ウィリアム一世の教会政策」『史学研究』一二八号(一九七五年)、七四―八五頁。

(63) 山代宏道「ウィリアム一世の教会政策」七七一―八〇頁。ランフランクの本格的な伝記としては、M. Gibson, *Lanfranc of Bec* (Oxford 1978) がある。

(64) F. Barlow, *The English Church 1066-1154* (Longman 1979), pp. 281-7. ウィリアム・オブ・セント・カリーは、後にアンセルムとウィリアム二世が争った際ウィリアム側につきアンセルムの主要な敵対者となった。

(65) Cantor, *Church, Kingship and Lay Investiture*, especially pp. 34-41. 山代宏道「一〇七年ロンドン協約の成立―英国叙任権闘争についての一考察―」『史学研究』一二六号(一九七五年)、四六一―四八頁。アンセルムの評価に関してはさまざまな説が存在する。カンターが、アンセルムは当初より少なくとも穏健なグレゴリウス主義者であったと考えるのに対し、サザーンは、アンセルムは非政治的人間であり、体系的な政治理念を持っていなかったと主張している。これに対して、最近、ヴォーンはアンセルムの政治性を強調し、「ハーロウは、アンセルムは大司教在職期間を通じてゲラシウス主義者であったと述べている。Cantor, *Church, Kingship and Lay Investiture*, especially pp. 41, 81-5. R. W. Southern, *St. Anselm and His Biographer* (Cambri-

dge 1951), especially p.122. S. Vaughn, 'St. Anselm of Canterbury: The Philosopher Saint as Politician' *Journal of Medieval History* vol.i. (1975), pp. 279-305, 'St Anselm and the English Investiture Controversy Reconsidered' *Journal of Medieval History* vol. iv. (1980), pp. 61-86, 'St. Anselm: Reluctant Archbishop? Albion, *The Proceedings of the Conference on British Studies* vol. 6 (1974), pp. 240-50 (但このヴァーンの研究を利用するに注意が必要である。cf. S. N. Vaughn, *The Abbey of Bec and the Anglo-Norman State 1034-1136* (Woodbridge 1981) 及び David Bates の書誌 *History* vol. 67 (1982), pp. 311-2 を参照)。Barlow, *The English Church 1066-1154*, p. 287. この年代記によれば、ヘンリーの行動が当時の伝統的教会・国家関係とは異質のものであると見做すことは否定できないであろう。

- (69) Cantor, *Church, Kingship and Lay Investiture*, pp. 174-97, 226-34. 鈴木利章「イギリスにおけるヘンリー四世の改革と国家観の世俗化—Theocratic Monarchy からの Secular Monarchy へ—」『史林』四九巻(一九六六年)一—一九—二二頁。Barlow, *The English Church 1066-1154*, pp. 293-7.

(70) 但し、一一〇七年以後も国王の神政的性格が完全に否定されることはなかった。ヘンリーはウェストミンスター

の政教条約により理論的に譲歩したと過激に、政教条約以後も教会・国家関係の現実が大きく変革されたことには懐疑的である。Cantor, *Church, Kingship and Lay Investiture*, pp. 268 ff., 279-300.

- (88) Barlow, *The English Church 1066-1154*, pp. 309 f.
 (89) D. Knowles, *The Episcopal Colleagues of Thomas Becket* (Cambridge 1951), especially pp. 140-54. C. Duggan, 'The Becket Dispute and the Criminous Clerks' *B. I. H. R.* vol. xxxv. (1962), pp. 1-28.

- (90) *Regesta* vol. iii, no. 271. クラークは、この戴冠特許状の最後で「余が、余の国王としての正統な尊厳を傷つけぬ限り以上全づの事を譲与し確認する (Hec vero omnia concedo et confirmo salva regia et justa dignitate mea)」という条件を付け加えている。しかし、ウィリアム・オブ・マームズベリーは、戴冠特許状を自分の年代記に転写した際この条件文を省略している。William of Malmesbury, *H. N.*, pp. 18-20. これは国王と聖職者との間の戴冠特許状に対する理解の相違を示すのかも知れない。この点については Dr. Edmund King の御教示による。

- (71) ステューヴンはこの時 Philip d'Harcourt を選ばせたが、ヘンリー・オブ・ウィンチェスターはフィリップの叙任を阻止した。但し、フィリップは後にバネー (Ba-yeux) 司教に任命された。

(72) William of Malmesbury, *H. N.*, p. 33. Geoffrey Abbot of St. Albans は国王の意志に反するローマの王訴は危険であると感懐した。Christina of Markyate, pp. 166-7.

(73) *Historia Pontificalis*, pp. 41f.

(74) *ibid.*, pp. 6-8.

(75) *ibid.*, pp. 47-9, quotation from p. 49. Barlow, *The English Church 1066-1154*, p. 100. この時期のギルバート・ノキリオットの態度は、彼のベケット論争中の態度と首尾一貫している。一一四八年以降教会は次第にステューヴンから離れていった。一一四九年から一一五三年の間の聖職者及びバロンの動向については、J. W. Lee-dom, 'The English Settlement of 1153' *History* vol. 65 (1980), pp. 347-64 を参照。しかし、一一四九年以降においても、ステューヴンの「塗油された国王」としての地位は尊重されていた。

(76) Barlow, *The English Church 1066-1154*, p. 305.

(77) William of Malmesbury, *H. N.* p. 34.

(78) 行政的聖職者の典型である Richard fitz Nigel は、ヘンリー二世治下に次のように述べている。「それ故、至上権者としての国王及び他の世俗権力に仕えることにより「神の」法を維持することは、教会人にとって相応しく適切であると思われる (Non ergo uidetur absurdum uel a uiris ecclesiasticis alienum regibus quasi prece-

lentibus et ceteris potestatibus seruendo sua iura seruare)。」Richard fitz Nigel, *Dialogus de Scaccario: The Course of the Exchequer*, ed by C. Johnson, F. E. L. Carter and D. E. Greenway (Oxford 1983), p. 1.

〔付記〕最近、山代宏道氏により「ステューヴン王内乱期と教会」『史学研究』一六八号(一九八五年)が発表されたが、筆者は、その存在を本稿前篇(上)の校正の段階で知ったため、それを本稿で利用することができなかった。

また、本稿(上)の誤りを以下の通り訂正する。八頁下段 佐藤伊久夫↓佐藤伊久男、服部弘司↓服藤弘司、『中世イングランド行政史概説』(創文社 一九八四)↓『中世イングランド行政史概説』(創文社 一九八五)。八九頁下段、九〇頁上段下段、九二頁下段、一〇一頁下段、セント・フライズワイド↓セント・フリデスワース。九六頁上段、二枚しか現存していない。Regesta vol. iii. nos. 437 (?), 273.) → 三枚しか現存していない。Regesta vol. iii. nos. 437 (?), 273, 308.)。